

令和6年度第3回舞鶴市近代化遺産保存審議会 議 事 録（要旨）

- ◆日 時 令和7年3月26日(水) 13時30分から15時40分まで
- ◆場 所 オンライン会議
- ◆出席委員 苅谷 勇雅 委員、鶴岡 典慶 委員、木村 定雄 委員、岡田 昌彰 委員、吉岡 博之 委員
毛利 聡 委員、西川 博美 委員 計7人
- ◆オブザーバー 文化庁 文化資源活用課 北河 大次郎 主任文化財調査官
- ◆事務局 舞鶴市 生涯学習部長 福田 伸一、生涯学習部 次長 三方 理江、
歴史文化まちづくり担当課長 松本 達也、近代化遺産係長 矢谷 明也、
同係 松崎 健太、林 二三代

1. 開 会

2. 開会挨拶 福田部長

3. 出席委員数と審議会の非公開について

委員全員出席

本日はデータベースの内容に個人情報（所有者）に関するものが想定されるので、非公開とする。

4. 協議事項

事務局から資料に沿って説明。

○舞鶴市近代化遺産の定義

- ・ 期間は江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までに建設されたもの（要検討）。
 - ・ 舞鶴市の近代化に貢献した産業、交通、土木等に係る建造物等。
 - ・ 文化財登録制度の基準を準用する。原則建設後50年を経過したもののうち
 - ①舞鶴市の歴史的景観に寄与しているもの
 - ②造形の規範となっているもの
 - ③再現することが容易でないもの
- 文化財登録を目指す場合、スムーズに運ぶよう文化財の基準を準用する。
データベースについてはできる範囲で広く深く把握していく。

○大分類

「旧軍」「産業」「交通」「土木」「生活」の5分類とする。

※旧軍は軍事目的(攻撃、防御、補給)のみに供されたものを建築当初の使用目的で分類する。

※全国的に未だ統一された分類方法はない。

○所有者と共通意識を持つ

価値を認識してもらう

- ①趣意書 ②認定書を所有者に送付 ③認定プレートの作成・掲示のお願い
- データベース一部Web公開・近代化遺産マップ作成なども検討していく

データベースより、個別事例を紹介

※遺産の所有者、使用状況、来歴、その他個人情報等を含むため議事録省略

○小分類

- ・ 小分類は生活に馴染みある分類とし、近代化遺産をより身近に捉えてもらう。

○近代化遺産の広報

近代化遺産保存の機運を上げるため、取り組みを市民に積極的に広報。

- ・ 市民にPRするため東郷源水を復活。
- ・ 舞鶴市近代化遺産マップの作成を検討したい。

○**保存ランク**

経年変化、改修、補修などの変化や改変をどう捉えるか、保存指針の詳細な基準作りが必要。
まずは基準を5つの区分として分類する。

○**記録保存**

解体や消失の恐れがある時、記録保存に取り組む基準や指針が必要。

○**保存指針**

市として積極的に関わるべきという中で所有者の理解を得ることを前提に保存指針を提案する。
保存指針も市民にわかりやすく伝えるため複雑にせず、4段階とする。

委員より)

- ・指針について「特に保存活用に努める」「保存活用に務める」「維持管理に努める」の3段階ではどうか。
- ・保存計画の策定とあるが「活用」を入れるべきではないか。
- ・活用あつての保存ではないか、検討してください。
- ・まず保存しない限り活用の段階に進めない。

事務局)

- ・保存を訴えないと残せる物も残せないと危惧している。その後所有者が活用を進める形になれば良い。活用についてご意見も多かったので検討する。